○報酬及び費用弁償に関する条例第２条第８号の規定による附属機関の委員の報酬の額を定める規則

制定　平成19年３月29日　規則第９号

報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年組合条例第３号）第２条第８号の組合規則で定める額は，日額18,400円とする。

附　則

この規則は，平成19年４月１日から施行する。